

# 福岡県公報

平成二十四年八月二十八日  
第三千四百二十四号  
増刊  
①

## 目次

告示（第千五百二十五号）

○福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示（漁業管理課）……………一

## 告示

福岡県告示第千五百二十五号

福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年八月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程（昭和五十五年一月福岡県告示第百一十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第十三条」を「第十四条」に改める。

別表一中「第十三条」を「第十四条」に改める。

## 附則

この告示は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十四号）の施行の日から施行する。